KPMG

KPMG Japan e-Tax News

No.328　31 March 2025

税務情報

2025 年度税制改正 ー 改正法案成立

3 月 31 日、第 217 回通常国会において、2025 年度税制改正法案が可決・成立しました。

2025 年度税制改正の主な項目は以下のとおりです。

■ 法人課税

- 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置（防衛特別法人税）
- リース税制
- 組織再編税制
- グループ通算制度
- 中小法人の法人税の軽減税率の特例
- 中小企業経営強化税制

■ 国際課税

- グローバル・ミニマム課税
- 外国子会社合算税制

■ 消費課税

- リース税制

■ 所得課税

- 人的控除等
- 子育て支援税制
- 法人課税信託に係る所得税の課税

■ その他

- 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度
- 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置（たばこ税）

***

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

2025 年度税制改正の各項目の概要については、下記の Tax Newsletter でお知らせしています。

- 2024 年 12 月 26 日発行「2025 年度税制改正大綱」（PDF 658KB）
- 2025 年 3 月 6 日発行「2025 年度税制改正法案 基礎控除の引上げに係る修正案」（PDF 247KB）

KPMG 税理士法人

〒106-6012
東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー
TEL: 03-6229-8000
FAX: 03-5575-0766

〒530-0005
大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F
TEL: 06-4708-5150
FAX: 06-4706-3881

〒450-6426
愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12
大名古屋ビルヂング26F
TEL: 052-569-5420
FAX: 052-551-0580

〒600-8216
京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2
日本生命京都ヤサカビル7F
TEL：075-353-1270
FAX：075-353-1271

〒730-0031
広島県広島市中区紙屋町2-1-22
広島興銀ビル7F
TEL: 082-241-2810
FAX: 082-241-2811

〒810-0001
福岡県福岡市中央区天神1-12-14
紙与渡辺ビル8F
TEL: 092-712-6300
FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.